

基本政策4-1

市民協働のまちづくり



基本政策方針

人口減少や生活様式の多様化が進む中で、地域コミュニティの維持が困難になってきており、地域の課題が多様化・複雑化していく中で、市民、NPO※、ボランティア団体など、多様な主体が参画し、行政と協働して課題に取り組んでいく必要があります。

そのため、地域とともに自治会加入を呼びかけるなど、地域コミュニティの維持に努め、市民が主体的に行動する地域づくりを推進するほか、市民や民間の様々な意見を施策に反映し、市民や民間と行政が一体となってまちづくりを推進します。

また、市民協働のまちづくりの担い手となる若者や地域の組織化を推進するとともに、市民団体活動やNPO法人活動の活性化を図ります。特に、地域課題の解決と地域経済活性化を両立させるコミュニティビジネス※に取り組む団体等に対しては、その活性化や規模拡大に必要な支援を行います。

基本政策の構成と展開

基本政策4-1 市民協働のまちづくり

施策4-1-1 市民協働によるまちづくりの仕組みづくり

施策4-1-2 地域における市民活動の支援

SDGsによる目標



施策4-1-1

担当課／政策企画課

市民協働によるまちづくりの仕組みづくり

〔施策の目指す姿〕

■ 市民が身近な地域や市政に関心を持ち、積極的に関わることで、本市の活性化につながっています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 市民協働

これからのまちづくりは、行政だけがすべて担うのではなく、市民、コミュニティ、事業者なども参画して、自ら住みやすい地域づくりを考え、市民と行政が一体となって参画と協働のまちづくりを進めなければなりません。そこで、各種計画策定及び審議会への市民参加を促進するとともに、各種政策策定においてパブリックコメント制度*を活用するなど、市民の意見の反映に努めていく必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-1-1 市民協働によるまちづくりの仕組みづくり

4-1-1-1 計画策定等における市民参加の促進

4-1-1-2 市民との意見交換の場づくり

■ 市の取組（細施策）

4-1-1-1: 計画策定等における市民参加の促進

○ 各種計画の策定等における市民アンケートやパブリックコメントの実施、審議会等への市民の登用など、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

4-1-1-2: 市民との意見交換の場づくり

○ 市民の声を施策に活かすため、多様な産業分野の担い手や子育て世代をはじめとする市民との意見交換に取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 市政情報に関心を持ち、積極的な情報入手に努めましょう。
- ・ 市が策定する様々な計画や指針などに関心を持ち、パブリックコメントに積極的に意見を提出しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	審議会等への市民の登用数	R2	—	18人

施策4-1-2

担当課／政策企画課、総務課、総合支所

地域における市民活動の支援

〔施策の目指す姿〕

- 地域の存続や活性化を図るため、コミュニティの重要性を一人ひとりが認識し、それぞれの役割を果たすために行動しています。
- 多様な主体による地域活性化に向けた取組が新しく生まれ、地域の活力が向上しています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 市民活動・自治会活動

- 本市においては、これまで各自治会組織が道路など公共施設の維持補修などをはじめとする市民から行政への相談窓口の役割を果たすことによって、地域コミュニティを維持してきました。
- 本市においては、各地区（自治会）ごとでの組織編成により、各種行事や地域維持活動を行っています。支援のための自治会活動補助金について、助成団体数は横ばいですが助成額については、人口減少に伴い年々減少しています。
- 今後は、より積極的に市民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を推進する必要があり、その担い手となる団体等の活性化に向けた取組が求められます。

図表 自治会活動補助金実績

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
補助金実績(円)	20,104,000	20,037,712	19,701,000	19,467,500	19,452,500

資料：総務課資料

図表 自治会加入率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自治会加入率(%)	84.91	85.57	83.80	83.16	81.91

資料：総務課資料

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-1-2 地域における市民活動の支援

- 4-1-2-1 多様な主体による地域づくり活動への支援
- 4-1-2-2 地域づくり人材の育成
- 4-1-2-3 地域おこし協力隊等の導入
- 4-1-2-4 外部人材との連携による地域づくり
- 4-1-2-5 地域コミュニティの維持・活性化

■ 市の取組(細施策)

4-1-2-1:多様な主体による地域づくり活動への支援【総合戦略4-4②】

○市民協働による地域の活性化や地域の自治活動など地域力の再生・向上を目指し、地域が自主的に取り組む地域づくり活動に対し、さいかい力創造支援等補助金による支援を行います。

4-1-2-2:地域づくり人材の育成【総合戦略4-3②】

○地域づくりの担い手となる人材育成を図るため、地域におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション※)の推進など地域課題の解決や活性化につながる講座の開設や受講生のコミュニティづくりを推進します。

4-1-2-3:地域おこし協力隊等の導入【総合戦略4-4③】

○地域課題の解決や集落の新たな担い手として、地域おこし協力隊※の導入を促進するとともに、起業や卒業後の地域への定着を支援します。

4-1-2-4:外部人材との連携による地域づくり【総合戦略4-4③】

○地域課題の解決や地域活性化に資する専門的な知識や経験を有する等の外部人材との連携を図り、地方創生の取組を促進します。

4-1-2-5:地域コミュニティの維持・活性化【総合戦略4-4①】

○転入世帯へ自治会加入のチラシを配布するほか、未加入世帯に向けて、広報等においての呼びかけを実施し、自治会加入を推進します。

○自治会が実施する地域活動や行事、また自治会が多様な組織等と連携して取り組む地域課題の解決や活性化の取り組みを支援し、持続可能な地域コミュニティの形成を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 自治会に加入し、地域活動に参加しましょう。
- ・ 市民は、支援制度を活用し、自主的なまちづくり活動に取り組みましょう。
- ・ 地域は、地域課題解決について自ら考え、必要に応じて制度の活用を検討しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	さいかい力創造支援補助金による支援団体数(累計)	R2	31団体	41団体
2	地域おこし協力隊※ 新規委嘱人数(累計)	R2	7人	12人
3	デジタル技術活用に係る人材育成数(累計)	R2	—	150人 (R4～R8)



基本政策方針

近年の男女共同参画をめぐっては、女性の活躍推進、働き方改革の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、多くの課題があります。男女共同参画社会の推進によって、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮し、活躍できる社会の実現が期待されています。

そのため、広報紙や市のウェブサイトなどを利用した情報発信に努め、男女双方へ向けた意識啓発や、あらゆる分野における女性の参画を推進します。

また、地域の課題に取り組む団体や個人と連携し、男女共同参画を推進します。

基本政策の構成と展開

基本政策4-2 男女共同参画社会の推進

施策4-2-1 男女共同参画の環境づくり

SDGsによる目標



施策4-2-1

担当課／市民課

男女共同参画の環境づくり

〔施策の目指す姿〕

- 誰もが性別を意識することなく、互いの人権を尊重し、尊厳を持って一人ひとりの個性と能力を発揮しています。
- 仕事と生活の調和が図られ、家庭・職場・地域において、責任を分かち合い、性別に関わらず充実した生活を送っています。
- あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り込むことで、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会が形成されています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 男女共同参画

- 「男女が性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる社会」の実現に向けて、研修・講演会・イベント等を実施し、男女共同参画について啓発を行っています。また、広報紙や市ウェブサイトへ関連記事を掲載するなど意識啓発に努めています。
- 性差による無意識の思い込みや、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、今後も継続して男女双方の意識を変えるための取組が必要です。また、社会全体の流れとして、様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきていますが、目標の30%を達成するには、今後も引き続き積極的な登用が求められます。
- 配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、引き続き関係機関と連携しながら総合的に進めていく必要があります。

図表 審議会等への女性の登用率

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
女性の登用率(%)	22.9	23.8	23.2	22.8	23.0

資料：地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査

図表 県こども・女性・障害者支援センターへの相談件数(DV相談)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
DV相談件数(件)	1,782	1,885	2,230	2,157	2,277

資料：第4次長崎県男女共同参画基本計画

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-2-1 男女共同参画の環境づくり

4-2-1-1 市民への男女共同参画に関する意識啓発の推進

4-2-1-2 事業者への男女共同参画に関する意識啓発の推進

4-2-1-3 DV(ドメスティックバイオレンス)被害等の防止

4-2-1-4 あらゆる分野への女性登用の推進

4-2-1-5 地域の各種団体等との連携

■ 市の取組(細施策)

4-2-1-1:市民への男女共同参画に関する意識啓発の推進

○男女が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女双方の意識啓発を図ります。男女共同参画に関するパネル展・研修・イベント等の開催や、広報紙や市のウェブサイトなどを利用した情報発信に努めます。

4-2-1-2:事業者への男女共同参画に関する意識啓発の推進【総合戦略2-2③】

○雇用の場面における男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、事業所等に対し男女雇用機会均等法の遵守や改善に対する啓発活動に取り組みます。また、安心して育児や介護に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発に努めます。

4-2-1-3:DV(ドメスティックバイオレンス)被害等の防止

○DV被害等は、実態の把握が難しいため、今後も引き続き相談先の周知や、社会から暴力をなくすための啓発活動に努めます。

4-2-1-4:あらゆる分野への女性登用の推進

○審議会などの委員や、市職員、教職員、企業などの管理職に女性を積極的に登用するなど、あらゆる分野における女性の参画を図ります。

4-2-1-5:地域の各種団体等との連携

○地域において活動する様々な団体や、ボランティアに取り組んでいる市民と連携し、男女共同参画の推進を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょう。
- ・ 事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備、様々な場面で一人ひとりが活躍できる環境づくりに努めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市男女共同参画基本計画

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	男女共同参画関係研修・講演会・イベント等への参加者数(累計)	R2	994人 (H28～R2)	1,000人 (R4～R8)
2	審議会等への女性の登用率	R2	22.8%	30.0%



基本政策方針

本市の人口減少の抑制について社会動態に着目すると、若年層の転出による地域の活力低下が懸念されており、本市の認知度向上や魅力の発信を通じて交流人口※の拡大を図るとともに、快適な生活環境の創出により、若者の定住や他地域からの移住につなげていくことで、市外への流出抑制と市外からの流入促進を図ることが重要となります。

そのため、移住希望者の受入体制として、移住希望者へのきめ細かな支援とともに、住まいとなる分譲地の整備、空き家の有効活用により、移住者用住宅を確保します。

また、独身男女の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、関係団体と連携しつつ、独身男女同士の出会いの機会を創出します。

基本政策の構成と展開

基本政策4-3 市外への流出抑制と市外からの流入促進

施策4-3-1 定住の促進

施策4-3-2 移住希望者に対する支援

SDGsによる目標



施策4-3-1

担当課／住宅建築課、政策企画課

定住の促進

〔施策の目指す姿〕

- 市内分譲地に新たな住まいができ、定住が進んでいます。
- 郷土への愛着が育まれ、「西海市で出会い、子どもを産み、育てたい」、「西海市に住み続けたい」と思う若者が増えています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 分譲地の状況

- パールタウンせいひ(1期分譲地)は、平成13年4月から36区画の分譲を開始し、平成29年度に完売しました。また、パールタウンせいひ(1期分譲地)の空き部分に新たに15区画を造成しパールタウンせいひ(2期分譲地)として令和3年2月から分譲を開始し、完売しました。
- 大島中戸夕映台は、平成12年5月から18区画の分譲を開始し、現在までに15区画を販売、残り区画は3区画となっています。区画によっては、立地や石垣擁壁に経年劣化による部分崩落も見られるため、分譲価格の見直しを行い、継続して分譲地とするか地域に還元し有効活用へ転換するか検討を行います。
- 大瀬戸緑ヶ丘団地分譲地は、令和3年6月から22区画の販売を開始しており、早期完売に向け、周知方法の検討を行います。

図表 分譲地区画数(残区画)・分譲地の販売状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
販売数(件)	1	4	0	1	10

資料：住宅建築課販売実績

■ 結婚支援

- 晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供する取組が必要であり、これまで対面型の婚活イベントやセミナーを開催してきましたが、近年は、参加者の確保が難しくなっており、対象となる世代のニーズに合わせた支援方法への見直しが必要となっています。

図表 西海市主催婚活イベント参加者数と市が補助を行った婚活イベントの参加者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
参加者数(人)	42	66	121	69	0

資料：政策企画課調べ

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-3-1 定住の促進

4-3-1-1 定住促進団地の販売促進

4-3-1-2 若者の出会いと交流の場の提供

■ 市の取組(細施策)

4-3-1-1:定住促進団地の販売促進【総合戦略2-2②】

- 市が開発した分譲団地の販売促進対策や情報発信を行います。
- 本市における住宅ニーズ等の情報や分譲地購入者の年代内訳等の状況を金融機関等へ伝え、民間による宅地化が促進されるよう取り組みを進めます。

4-3-1-2:若者の出会いと交流の場の提供【総合戦略3-1①】

- 若者の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、県の「お見合いシステム」への登録を促すとともに、市内の団体が主催する婚活イベントに対する支援等に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 民間による宅地化が促進されるよう、連携して取り組みましょう。
- ・ 出会いや交流の場を創出する取組に協力しましょう。
- ・ 県のお見合いシステムの利用登録や婚活イベントなどに積極的に参加しましょう。

●関連する個別計画

○なし

●数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	本市において造成した分譲地の販売区画数(累計)	R2	10区画/年	10区画 (R4~R8)
2	お見合いシステム新規登録者数(累計)	R2	14人/年	50人 (R4~R8)
3	婚姻数	R1	94件/年	120件/年

施策4-3-2

担当課／政策企画課

移住希望者に対する支援

〔施策の目指す姿〕

- 移住希望者へのきめ細かな支援を通じて、本市への移住希望者の増加、定住を実現しています。
- 空き家等の活用が、住宅不足を理由とする市民の市外流出の抑制、移住希望者への住まいの確保につながっています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 移住相談

○移住希望者に対する支援については、移住相談員を2名配置し、移住相談に対してきめ細かな対応を図ってきたほか、空き家・空き地情報バンク制度※による居住物件の紹介、また、空き家改修補助金によるリフォームに対する支援などに取り組んだ結果、毎年、一定の移住者の確保につながっています。

■ 空き家活用

- 市民の市外流出を抑制するため、令和3年度からは空き家改修補助金の補助対象を市内在住も対象範囲に追加し、制度の充実を図っています。
- 移住希望者への良好な住宅ストック※の形成に向けて、引き続き空き家の有効活用が求められます。

図表 市の相談窓口を介した移住者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
移住相談者数(人)	47	42	27	58	56

資料：政策企画課調べ

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-3-2 移住希望者に対する支援

4-3-2-1 ワンストップによる相談対応

4-3-2-2 移住・定住に関する情報発信の強化

4-3-2-3 移住希望者等の住まいの確保

4-3-2-4 移住後のネットワークづくり

■ 市の取組（細施策）

4-3-2-1: ワンストップによる相談対応【総合戦略2-2①】

- 移住・定住に関する相談に、ワンストップで対応できるよう、移住相談員の配置を継続し、本市での生活に必要な情報の収集、提供に努めます。

4-3-2-2: 移住・定住に関する情報発信の強化【総合戦略2-2①】

- 移住・定住の促進を図るため、居住用物件、生活、子育て、就業等に関する支援策等の情報、移住者の声等、総合的な情報発信に努めます。
- 長崎移住サポートセンター等の関係機関と連携し、東京等の大都市部を中心とした移住促進のための宣伝活動を推進します。
- ワーケーション*等の需要に対応可能な施設の情報発信や環境整備を推進し、移住予備軍となる関係人口*の拡大に努めます。

4-3-2-3: 移住希望者等の住まいの確保【総合戦略2-2②】

- 市内の空き家や空き地の情報などを収集した空き家バンクを活用し、移住希望者等の多様な生活ニーズに対応した住宅の確保と提供を図ります。
- 市内の空き家や空き地の情報を収集し、「空き家・空き地情報バンク」に登録し、移住希望者等に紹介可能な物件の確保に努めます。
- 空き家改修補助金により、移住者や定住者が居住する空き家のリフォームを支援します。

4-3-2-4: 移住後のネットワークづくり

- 移住後の快適な暮らしを支援するために、移住者の希望に応じて、移住者同士のネットワークや、移住者と地元市民とのネットワークづくりを支援します。

■ 協働による取組方針（市民・地域・事業者に期待する役割）

- ・ 移住者の住まいとして活用可能な使用していない空き家や空き地の情報を市に提供し、有効活用を検討していきましょう。
- ・ 移住してくる人も暮らし続ける人も、ともに暮らしやすい環境づくりに努めましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	市の移住相談窓口を介した移住者数(累計)	R2	56人/年	300人 (R4～R8)
2	空き家を活用した移住・定住世帯数(累計)	R2	15世帯/年	100世帯 (R4～R8)

基本政策4-4

市民に身近で効率的な行財政運営



基本政策方針

行財政運営にあたっては、限られた人員で効率的なサービスを提供する幅広い視野や専門的なスキルを備え、市民目線を保持しながら、使命感を持って業務を遂行することが期待されます。

特に本市は、離島、半島地域といった特徴ある立地にあり、効率的な業務体制を構築するためには、地域の様々な需要に応える組織体制や行財政運営が求められます。

そのため、将来にわたって市民に身近で効率的な行財政運営にあたっては、事業の見直しや民間活力の導入、財源の確保等に取り組み、健全な財政運営に努めます。

また、行政情報の公開を積極的に進めるほか、市民にわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めるとともに、行政が担う役割と責任を見極めながら、職員一人ひとりが目標を持って効率的に業務を遂行します。

そのほか、日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を超えた広域での共通課題や、市単独では解決することが困難な課題については、「西九州させば広域都市圏ビジョン」に基づき、都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備促進に取り組みます。

基本政策の構成と展開

基本政策4-4 市民に身近で効率的な行財政運営

施策4-4-1	組織の効率化
施策4-4-2	人事管理の適正化
施策4-4-3	財政の健全化
施策4-4-4	事務・事業の見直し
施策4-4-5	公有地等の有効活用
施策4-4-6	行政サービスの向上
施策4-4-7	民間活力の導入
施策4-4-8	国の施策との連携
施策4-4-9	広域行政・広域連携の推進

SDGsによる目標



組織の効率化

〔施策の目指す姿〕

- 職員の資質向上や適正配置、情報通信技術（ICT※）技術を活用することで、多様化する行政需要に対応する組織の効率化が図られています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 庁内組織体制

- 効率的な業務体制を構築するため、庁舎及び出先機関等のあり方について検討を行ってきました。
- 各種施設については、存廃を検討し、廃止した施設については、民間企業への賃貸を行うなど、既存施設の効率的な利用を行っています。
- 本市の地理的、地域性の現状から総合支所におけるワンストップサービスは欠かせないものであり、正確で迅速な行政サービスの提供を図る必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-1 組織の効率化

4-4-1-1	柔軟な組織体制の構築
4-4-1-2	庁舎及び公共施設等のあり方の検討
4-4-1-3	事務手続きの改善
4-4-1-4	事務手続きのコンプライアンス
4-4-1-5	情報の共有化

■ 市の取組（細施策）

4-4-1-1：柔軟な組織体制の構築

- 不測の状況にも対応しながら、組織定員管理ヒアリングをもとに、簡素で効率的な組織・機構づくり及び適正な人員配置に継続的に取り組みます。
- また、一時的に多忙となる部署が発生した場合に、他の部署から応援できる体制を継続します。

4-4-1-2:庁舎及び公共施設等のあり方の検討

○効率的な業務体制を構築するため、庁舎及び出先機関等のあり方について継続的に検討を進めるとともに、公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、各種施設の存廃について検討を行い、効率的な運営を推進します。

4-4-1-3:事務手続きの改善【総合戦略4-3②】

○市民サービスの向上を図るため、情報通信技術（ICT*）の活用等により、事務処理の効率化や事務量の軽減に取り組むとともに、申請手続きのオンライン化を進めます。

4-4-1-4:事務手続きのコンプライアンス

○適切な事務手続きの徹底に継続的に努めることにより、コンプライアンス*の徹底を図ります。

4-4-1-5:情報の共有化

○本庁各部署及び各総合支所間の情報の共有化を図り、市民からの多様な問い合わせに対し、正確で迅速な行政サービスを提供できるよう努めます。

■ 協働による取組方針（市民・地域・事業者に期待する役割）

・ 市の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。

● 関連する個別計画

○西海市行財政改革大綱

人事管理の適正化

〔施策の目指す姿〕

- 長期的な視点に立った職員数の適正化、より良い人材育成、人事管理の適正化により、現状の職員数でも高い水準の行政サービスの提供を維持されています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 職員の人事管理

- 組織の効率化や外部委託、民間移譲の推進等により、職員数の削減に努めてきた結果、西海市発足時と比較して120人の削減となりました。
- 組織の効率化や厳しい定員管理、これに伴う採用抑制等により、職員数の削減に努めた結果、若年層が減少しています。併せて、国や県からの権限移譲に伴う業務の増加や拡大により、将来の行政運営に支障をきたしかねない状況にあり、業務の効率化とともに、持続可能な行政運営に向けて適正な人員確保について検討する必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-2 人事管理の適正化

4-4-2-1	職員数の適正化
4-4-2-2	人事評価制度の充実
4-4-2-3	給与等の適正化
4-4-2-4	職員研修の推進
4-4-2-5	人事交流による人材育成
4-4-2-6	妊娠・出産・育児等と仕事の両立

■ 市の取組（細施策）

4-4-2-1：職員数の適正化

- 社会環境の変化に伴い、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、拡大する行政需要に対応するため、組織の効率化を図りながら、長期的な視点に立ち、計画的に職員数の適正化に努めます。

4-4-2-2: 人事評価制度の充実

○人事評価制度による適正な評価を実施し、その結果の給与等処遇への反映及び人材育成や組織力向上に活用します。

4-4-2-3: 給与等の適正化

○国や県の基準に沿い、また、人事評価の結果を反映した給与制度を確立し、併せて昇給昇格基準の適正化を図るとともに、給与状況の公表を実施します。

4-4-2-4: 職員研修の推進

○高い専門性を備えた職員の養成と基礎的な職務能力の向上、また、組織としての人材育成能力の向上を図るため、計画的に職員研修を実施します。

4-4-2-5: 人事交流による人材育成

○県やその他団体との人事交流により、新しい行政課題に対応できる積極的な意欲と行動力を持った人材の育成に努めます。

4-4-2-6: 妊娠・出産・育児等と仕事の両立

○社会的な要請の視点から、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を図るため、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めます。
○能力のある女性職員の管理職への積極的な登用、男性職員の育児休業取得の促進等を実施し、男女ともに職場内外で活躍できる職場環境の整備に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

・市の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。

● 関連する個別計画

○定員適正化計画
○西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	職員数	R2	362人	370人
2	障害者雇用率	R2	2.84%	2.6%以上
3	デジタル化に対応した人材の登用(人事交流を含む)	R2	0人	1人以上

財政の健全化

〔施策の目指す姿〕

- 社会経済情勢の変化に対応し、収支のバランスがとれた、健全な財政状況が維持されています。
- 適正な課税及び徴収、滞納額の圧縮、収納率の向上により、安定した行財政運営が行われています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 財政

- 現在実施している財政状況の公表を継続して実施し、現状や将来展望などを市民にわかりやすい形で情報発信しています。
- 本市の歳入の大きな柱である普通交付税は、令和2年度で合併特例措置が終了し、本来の交付水準まで減収しましたが、今後は人口減少や公債費の減少により、さらに減収することが見込まれることからこれに見合った歳出規模の縮小が求められます。
- 合併以降継続して実施してきた市債の繰上償還を今後も継続して実施し、将来負担の適正化に努める必要があります。
- 年度ごとの重点施策のテーマ設定によるメリハリのある予算編成に努めており、今後も事業目標の達成状況や効果、効率性などの成果を検証し、社会経済状況や市民ニーズの変化を的確に捉えた予算編成を実施しています。
- 様々な公共施設の老朽化が進み、維持管理費及び改修費の増加が、今後の財政状況を圧迫することが見込まれています。
- 安定財源の確保を目的とし、税収増につながる企業誘致や地場産業振興策の展開や、市のPR効果によるふるさと西海応援寄附金のさらなる増収を目指すほか、基金の安全かつ効率的な運用の継続等による収入の確保を図ります。

図表 経常収支比率※・実質公債費比率※

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
経常収支比率(%)	78.0	83.1	84.8	87.7	83.6
実質公債費比率(%)	0.0	△0.6	△1.4	△2.1	△2.8

資料：決算カード

■ 市税対策・債権管理

- 市税の適正課税を継続的に取り組むことが必要となっています。
- 行政サービスを安定的に提供していくため、市税の滞納整理を強化し収納率向上に努め、併せて税外債権の債権管理一元化を図り、事務の効率化及び安定した財源の確保を図り続ける必要があります。

図表 縮減率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
縮減率(%)	19.11	11.14	8.92	13.99	△0.31

資料：西海市一般会計歳入歳出決算書

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-3 財政の健全化

- 4-4-3-1 財政状況の公表
- 4-4-3-2 選択と集中による予算編成
- 4-4-3-3 公共施設の適正配置
- 4-4-3-4 将来負担の適正化
- 4-4-3-5 安定財源の確保
- 4-4-3-6 長期見通しに基づく財政運営
- 4-4-3-7 市税滞納額の圧縮対策
- 4-4-3-8 債権管理一元化の推進

■ 市の取組（細施策）

4-4-3-1: 財政状況の公表

○財政状況に関する情報を市民にわかりやすい形で公表し、本市財政の現状や将来展望について情報共有し、行財政改革に対する理解の促進や納税意識の向上に努めます。

4-4-3-2: 選択と集中による予算編成

○限られた財源を市民目線に立った行政サービスに充てるため、社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、事業の目標達成状況や効果、効率性などを反映した予算編成に努めます。

4-4-3-3: 公共施設の適正配置

○公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口や財政規模に見合った水準の公共施設数に段階的に圧縮を行い、より効率的で効果的な施設の維持管理・運営・配置に努めます。

4-4-3-4: 将来負担の適正化

○地方債の繰上償還を引き続き実施し、併せて計画的な公共事業の実施による地方債の新規発行の抑制に努め、将来的な公債費負担の抑制に努めます。

4-4-3-5:安定財源の確保【総合戦略2-3②】

- 市税の適正課税に努め安定した財源確保に努めます。また、スマートフォン決済等の時代に即した納付環境を整備し、収納率向上を図ります。
- 市のPRによるふるさと西海応援寄附金のさらなる増収や、企業誘致、地場産業振興策の展開による税収増を図り、基金の安全、かつ効率的運用の継続等による、自主財源の確保に努めます。

4-4-3-6:長期見通しに基づく財政運営

- 国の制度改正や社会経済情勢の変化に関する情報収集に努め、長期的な財政見通しに基づく適切な予算編成に努めるとともに、将来の資金需要に備える基金残高の確保に努めます。

4-4-3-7:市税滞納額の圧縮対策

① 催告・納付指導の実施

- 電話や文書等による催告を行います。
- ファイナンシャルプランナー※による生活改善を含めた納税相談も活用し、計画的な納付指導を行います。

② 滞納額の圧縮

- 預金や給与等の財産調査を徹底して行い、調査結果をもとに滞納処分を行うことで、滞納額の圧縮を行います。

4-4-3-8:債権管理一元化の推進

- 税外債権の滞納額圧縮のため、所管課に滞納整理の技術的指導を行うとともに、一部を債権管理課に移管して債権回収を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市の財政状況や行政運営について関心を持ちましょう。
- ・市税の納期限内納付に努めましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市財政計画
- 西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	経常収支比率※	R2	83.6%	95%以下
2	実質公債費比率※	R2	△2.8%	18未満
3	市税収納率	R2	99.4%	99.7%

施策4-4-4

担当課／総務課、政策企画課

事務・事業の見直し

[施策の目指す姿]

- 各種事務事業について、政策評価を実施することにより、その成果を市民にもわかりやすい形で適正に評価し、市職員の行政運営意識が向上しています。
- 事務・事業の成果を意識した業務の遂行を通じて、事業の質の向上、事務の効率化が図られています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 事務事業

- 各事務事業の必要性、有効性、効率性の検証を行い、検証結果に基づく事業内容の改善やスクラップ・アンド・ビルド※を継続的に行う必要があります。
- 補助金についても行政評価等により、政策目的や費用対効果等の検証を継続的に行う必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-4 事務・事業の見直し

4-4-4-1	事務事業の検証
4-4-4-2	行政評価制度の見直し
4-4-4-3	適正な入札・契約制度の運用
4-4-4-4	文書事務の見直し

■ 市の取組(細施策)

4-4-4-1:事務事業の検証

- 社会情勢の変化や市の健全な財政運営、市全体の公平性、市民の自主的な活動の尊重を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立ち、事務事業の必要性、有効性、効率性など様々な観点から積極的な見直しを行い、事務事業の改善やスクラップ・アンド・ビルドを進めます。
- 補助金については、政策目的の達成度や費用対効果の検証による補助事業の妥当性を定期的に見直します。

4-4-4-2: 行政評価制度の見直し

- 各年度の市政運営のテーマに基づく実施事業の選考について、市民目線による事務事業評価を実施するとともに、事前事後評価を重視した行政評価を実施します。
- また、SDGs※、自治体DX※などの新たな視点に基づき、評価に取り組みます。

4-4-4-3: 適正な入札・契約制度の運用

- 公共工事等の品質の確保を図りつつ、入札・契約における公平性、公正性、透明性及び競争性の確保を一層推進するため、引き続き入札・契約制度の適正化の促進に努めます。
- 電子入札システムの導入のための制度改革を行うとともに、対象となる工種の拡大について検討します。

4-4-4-4: 文書事務の見直し

- さらなる文書事務の効率化を図るため、情報通信技術(ICT※)の導入について検討します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 行政評価を通じて、市民と行政との健全なパートナーシップ関係を構築し、より良いまちづくりを実現しましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市行政改革大綱

施策4-4-5

担当課／財務課

公有地等の有効活用

〔施策の目指す姿〕

- 使用予定のない遊休地の売却、機能していない施設の統廃合、解体等により、公有地等が有効に活用されています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 公共施設・公有地

- 小中学校の適正配置計画による学校施設等の利活用について、耐震化された施設については農業法人や学童クラブ等に貸付けを行い有効利用に取り組んでいますが、今後の統廃合による新たな遊休施設の活用や、耐震化されていない学校施設等の利活用について解体等を含めた検討が必要となります。
- 公有地のうち普通財産で今後使用予定がない遊休地について、宅地として利用できる土地については払下げを行い、移住・定住を促進していく必要があります。
- 公共施設については老朽化が進んでいるものが多く、施設として機能しているものについては建替えや近隣公共施設との複合化を検討し、機能していないものや老朽化が著しいものについては解体を行い、跡地の有効活用を図る必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-5 公有地等の有効活用

4-4-5-1 小中学校統廃合による施設の利活用

4-4-5-2 遊休地の売却

4-4-5-3 公共施設の集約・解体

■ 市の取組(細施策)

4-4-5-1: 小中学校統廃合による施設の利活用

- 耐震化されている遊休施設について他の公共施設としての利用や、公募による民間での活用を図ります。

4-4-5-2: 遊休地の売却

- 普通財産(土地)で宅地等として利用できるものについては公募し、売却を行います。

4-4-5-3: 公共施設の集約・解体

○老朽化が進んでいる建物について今後も使用するものについては、建替えや近隣施設との複合化を行い、それ以外について倒壊等危険なものについては解体を行います。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

・ 公共施設を大切に利用し、将来の利用のあり方をともに考えていきましょう。

● 関連する個別計画

- 公共施設等総合管理計画
- 西海市行政改革大綱

施策4-4-6

担当課／総務課、総合支所、政策企画課、市民課、島の暮らし支援課

行政サービスの向上

〔施策の目指す姿〕

- 市民目線による行政サービスの提供に努めることにより、効率的で利便性の高い行政サービスが提供されています。
- マイナンバーカード※の利便性が浸透し、コンビニ交付の取得率の向上、窓口業務負担軽減につながっています。
- 離島特有の課題を解決し、地理的な格差のないサービスを受けられる体制が整備されています。

● 施策を取り巻く環境（現況と課題）

■ 行政サービス

- 行政サービスについては、窓口にお問い合わせなくとも、ウェブサイト等に各種申請書類や申請方法を掲載することで、市民に身近で効率的に情報提供ができるよう整備していますが、個々にある各種広報媒体を効果的に連携させ、市民にとってわかりやすく、便利に使ってもらえるよう、さらに充実させる必要があります。
- 行政サービスについては、市民と職員との意識の差が感じられることもありました。
- 市民目線で行政サービスを行う意識改革が必要です。
- 本庁と総合支所や総合支所間においての連携が不十分なケースがあり、市民に対して適正なサービスが行き届かなかった場面がありました。

■ マイナンバーカードの活用

- コンビニで証明書を取得してもらうためには、マイナンバーカードが必要であり、コンビニ交付を普及させるためにもマイナンバーカードの普及は不可欠です。
- 現在、市では国の指導のもと、全市民がマイナンバーカードを取得することを目的とし、交付円滑化計画を立て、交付率を上げる努力を行っています。しかしながら、まだマイナンバーカードの活用の幅が狭く、カードの利便性が感じられないという市民の声が多数あります。
- 今後は様々な手続きにおいてオンライン申請を可能にし、市民にはカードの利便性について知ってもらうことが課題であり、また、今後のマイナンバーカードの普及方法も工夫が必要です。

図表 マイナンバーカード交付率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付率(%)	10.43	13.56	16.49	27.78	38.32

※令和3年度は8月末時点の値

資料：証明書集計表

■ 支所・離島との連携

- 江島、平島、松島（以下「各島」という。）においては、本土と同等のサービスを提供することを目指し、各島に出張所を配置して、住民票等の発行や各種支払等の手続きを行っています。また、各島の振興に関することや、要望を取りまとめて各部署との調整を行うために専門の部署を設置しています。
- 各島においては、離島の隔絶性によって、本土で受けられるサービスが受けられないことがあります。
- 医療・介護・子育てサービス等の環境整備、教育機会の充実、離島航路の維持・確保、物資の流通等に要する費用の低廉化など、離島特有の課題を解決するため、施策の一層の拡充が求められます。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-6 行政サービスの向上

4-4-6-1	市民目線によるわかりやすい行政サービスの提供
4-4-6-2	職員力の向上
4-4-6-3	情報発信の強化
4-4-6-4	マイナンバーカードの普及啓発・申請支援
4-4-6-5	離島特有の課題の解決のための体制整備及び支援

■ 市の取組（細施策）

4-4-6-1:市民目線によるわかりやすい行政サービスの提供

- 市民にわかりやすい行政運営を目指し、職員一人ひとりが使命感を持ち、主体的に創意工夫と目標を持ち、市民目線による行政サービスを提供するよう努めます。

4-4-6-2:職員力の向上

- スキルアップや接遇マナー向上のため、各種研修や勉強会への参加を推進します。
- 各総合支所・出張所においては、住民に一番近い行政窓口であるため、本庁と総合支所・出張所において情報の共有・連携強化を図り、市民サービスの向上に努めます。

4-4-6-3:情報発信の強化

- 市の公式ウェブサイトを活用した情報発信の拡大を図るため、職員の情報公開に対する意識を高めるとともに、情報登録の操作方法改善を図ります。
- 市民に対して行政情報を効率的、かつ効果的に発信するため、ウェブサイトの継続的な更新を図ります。併せて、各種広報媒体との連携による効果的な情報発信を行います。

4-4-6-4:マイナンバーカードの普及啓発・申請支援

- マイナンバーカード※の積極的な申請支援と円滑な交付に向けて、来庁者への声かけを行うとともに、企業や地区集会所等に出向き、申請を支援します。
- 来庁が困難な施設入所者、入院患者等においては、施設や病院等へ出向き、申請支援、交付を行います。

4-4-6-5:離島特有の課題の解決のための体制整備及び支援

- 専門の部署において、各島の振興に関することや、要望を取りまとめて各部署との調整を行い、各島市民の暮らしを支援します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ オンライン申請等に便利なマイナンバーカードを作成しましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	マイナンバーカード交付率	R2	27.78%	100.0%

民間活力の導入

〔施策の目指す姿〕

- 民間にできることは民間に任せることにより、行政運営のスリム化につながっています。
- 地域の理解を得ながら、地区集会所の自治会への移譲が進んでいます。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 民間活力の導入

- 行政サービスの水準の向上と経費の節減を実現するためには、民間にできることは民間に任せるという視点が重要であり、行政自らが運営する必要性の薄れたものについては、民間への移譲を行っています。
- 指定管理制度を導入している地区集会所の自治会への移譲については、進んでいない状況です。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-7 民間活力の導入

4-4-7-1 民間活力の導入検討

4-4-7-2 公共施設等の民間移譲などの検討

■ 市の取組(細施策)

4-4-7-1:民間活力の導入検討

- 民間のノウハウを活用し、より効果的、効率的な行政運営を実現するために、市が行う業務に対する民間活力の導入について調査・研究を行います。

4-4-7-2:公共施設等の民間移譲などの検討

- 行政自らが運営する必要性が薄れたものについては、民間への移譲を検討します。
- 現在指定管理者制度を導入している地区集会所等については、地域の理解を得ながら自治会等への移譲について検討します。

■ 協働による取組方針（市民・地域・事業者に期待する役割）

- ・ より良いサービスの提供、事業の効率化につながる民間活力の導入についてともに考えていきましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市行政改革大綱
- 公共施設等総合管理計画

国の施策との連携

〔施策の目指す姿〕

- 条件不利地域に対する財政措置等を有効に活用し、地域振興が図られています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 国政策との連携

- 本市全部もしくは一部が、過疎、離島、半島地域及び辺地といった条件不利地域に指定されており、財政面や税制面で国の優遇措置を受けることができます。これに加え、特別区域の認定や地域再生計画の認定により、本市独自の優遇措置を受けることができます。これらの優遇措置を最大限に活かすため、各部署が制度を見据え計画的に事業を実施することが求められています。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-8 国の施策との連携

4-4-8-1 条件不利地域における優遇措置を活用した地域振興施策

4-4-8-2 提案型事業等への参加

■ 市の取組(細施策)

4-4-8-1: 条件不利地域における優遇措置を活用した地域振興施策

- 各種法律に基づく地方債や交付金を最大限に活用できるよう、国・県の動向を注視し、様々な分野における各施策に供することができるよう努めていきます。

4-4-8-2: 提案型事業等への参加

- 国政、県政の動向を注視しながら、提案型補助事業等への積極的な提案を行うとともに、国・県との緊密な連携による地域づくりを推進します。
- 特別区域や地域再生計画の制度を有効に活用し、本市特有の課題解決のため、独自の取組を進めていきます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 国の施策動向に合わせて取り組む事業等について理解し、様々な主体が協力して地域振興に取り組みましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市過疎地域持続的発展計画
- 西海市産業振興促進計画
- 辺地地域総合整備計画

広域行政・広域連携の推進

〔施策の目指す姿〕

- 佐世保市と連携市町が中長期的に連携し、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」等、地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、安心して快適に暮らせる圏域が形成されています。
- 地域間の連携、交流を通じて、より広い視点で地域の発展を考える機会が増えています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 広域行政・広域連携

- 全国的に少子高齢化や人口減少が進んでいる中において、自治体が単独で行政サービスを提供し続けることが困難になることが予想されます。そこで行政サービスをどのように維持していくのか、また、厳しい財政状況を支える地域経済の活性化や都市部への人口流出の対応をどのように図っていくのかが、地方が抱える喫緊の課題となっています。
- 平成31年4月、佐世保市を連携中枢都市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、伊万里市、有田町の11の自治体が県境を越えて「西九州させば広域都市圏」を形成し、令和2年4月に佐々町が加わり、新たな枠組みの都市圏としてスタートし、様々な分野で連携事業や連携に向けた研究などを進めています。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-4-9 広域行政・広域連携の推進

4-4-9-1 広域行政の推進

4-4-9-2 連携中枢都市による広域連携の推進

■ 市の取組（細施策）

4-4-9-1：広域行政の推進【総合戦略4-5①】

○広域的な生活課題に対応するため、県や近隣市町等との連携、協力のもと、機能分担や共同処理等を進め、効率的な行政運営を推進します。

4-4-9-2：連携中枢都市による広域連携の推進【総合戦略4-5①】

○「西九州させば広域都市圏ビジョン」に基づき、構成する佐世保市を中心とする各市町との連携を強化し、各行政分野における効率的で効果的な行政サービスの向上等に取り組みます。

■ 協働による取組方針（市民・地域・事業者に期待する役割）

・ 広域化のメリットが発揮できるよう、近隣市町で協力して取り組みましょう。

● 関連する個別計画

○西九州させば広域都市圏ビジョン



基本政策方針

シティプロモーション※は、本市の魅力や活動等を市内外へ積極的にアピールすることで、市内外の人や事業者等の興味や関心を惹き、まちへの誇りと愛着を持って活動する市民、団体、事業者等の主体的な活動や行政と連携した取組の活性化や地域のイメージの向上を図っていく活動です。

そこで、本市においては、広報紙作成への市民記者の登用や、「市民情報サイトぱりぐっど」を活用した市民目線による情報発信に取り組みます。

また、LINE、Facebook、インスタグラムなどのSNS※を活用した情報発信やテレビ番組、雑誌、新聞記事等、各種メディアを通じて本市の魅力や活動等を市内外に発信します。

基本政策の構成と展開

基本政策4-5 シティプロモーションの強化

4-5-1 市民による情報発信

4-5-2 各種メディアを活用した情報発信

SDGsによる目標

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

10

人や国の不平等
をなくそう

11

住み続けられる
まちづくりを

12

つくる責任
つかう責任

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

施策4-5-1

担当課／政策企画課

市民による情報発信

〔施策の目指す姿〕

- 市民自らが本市の魅力を知り、認知度を高める積極的な情報発信に取り組んでいます。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 市民による情報発信

- 本市は豊かな海や山により形成された美しい景観や体験の場、そこで育まれた多種多様な農水産物など多くの魅力を有していますが、十分な認知度があるとはいえない状況にあります。
- 本市の認知度向上を図り、移住促進や交流人口※の拡大、産業の活性化等につなげていくために、行政による情報発信に加え、市民にも本市の多様な魅力を十分に知ってもらい、SNS※や口コミによる市民目線の情報を協働により発信していく必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-5-1 市民による情報発信

4-5-1-1 市民による情報発信

■ 市の取組(細施策)

4-5-1-1:市民による情報発信【総合戦略2-1①】

- 西海市内の新しい情報や楽しい情報を、「市民情報サイトばりぐっど」により、タイムリーに発信します。
- 広報紙作成への市民記者の登用を図り、市民目線の情報発信に取り組めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市内の様々な情報をタイムリーに発信し、地域の魅力を再認識しましょう。
- ・まちのセールスマンであるという意識を持ち、それぞれができるプロモーション活動に取り組んでみましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	市民ライターによる広報紙等での情報発信件数 (令和3年10月開始)	R2	—	24件/年

施策4-5-2

担当課／ふるさと資源推進課、政策企画課

各種メディアを活用した情報発信

〔施策の目指す姿〕

- 各種メディアが発信する情報を通じて、市民の郷土愛を育むとともに、市外居住者へ本市への関心と憧れを醸成し、交流人口※及び定住人口の拡大につなげます。
- 各種広報媒体を効果的に連携、活用することで、掲載した内容が多くの人の目にとまり、市民が必要とする情報をいつでも簡単に受け取ることができます。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ タウンプロモーション

- イベント情報については、データ放送で発信したほか、ウェブサイトにも本市の戦略商品である「ぎゅぎゅっと！西海」のページやコスプレイヤーを活用した観光地情報の特設サイトへ掲載したほか、毎週、関係団体から旬の情報やイベント情報等を聞き取り、メディアに情報提供しました。
- 引き続き、旬の情報やイベント情報について広く発信し、認知度の向上に努めます。その際、テレビ局等に取り上げてもらえる話題性や生産者の思いなど、消費者が求め、西海市に行ってみたいと思われるような情報発信に努めます。

■ 多様な媒体による行政情報の発信

- 行政情報については、主に広報紙やウェブサイト、行政防災無線放送等による情報発信を行っています。が、本市の取組が市民やその他情報を伝えたいターゲットに十分に届いていない状況です。また、公式SNS※のアカウントを有していますが、効果的な連携活用ができていません。
- 感染症や災害等に対する緊急的な情報を市民に効率的、効果的に発信する方法として、市公式情報登録アプリ等(LINE、Facebook、インスタグラムなど)に積極的に情報を掲載し、それら広報媒体を連携活用させることで、市民がいつ、どこにいても、知りたい情報を得ることができるように、広報媒体の充実と連携の環境を整備する必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策4-5-2 各種メディアを活用した情報発信

4-5-2-1 各種メディアを活用した情報発信

4-5-2-2 各種広報媒体の特性を踏まえた情報発信の棲み分け

■ 市の取組（細施策）

4-5-2-1: 各種メディアを活用した情報発信

○本市の旬の情報について各種メディアに対する投げ込みを積極的に行うほか、テレビのデータ放送の活用や本市ウェブサイトの特集ページを作成するなど、効果的な情報発信を行います。

4-5-2-2: 各種広報媒体の特性を踏まえた情報発信の棲み分け【総合戦略2-1①】

○市民に必要な情報が伝わるよう、情報の内容や伝える対象に応じて、パンフレット冊子類、ウェブサイト、SNS※等、効果的な媒体を選択することで、情報発信力を強め、市の旬な情報や政策をわかりやすく発信します。

○行政情報、観光、移住・定住情報等、広報内容やテーマに応じて、各種広報媒体の連携、媒体に応じた情報の棲み分けを行い、効果的に情報を発信します。

■ 協働による取組方針（市民・地域・事業者に期待する役割）

- ・市ウェブサイトやLINE等を積極的に閲覧し、本市の旬の情報に触れましょう。
- ・地域や事業者など、それぞれの取組が市の活性化、交流人口※及び定住人口の拡大につながるという意識を持って、積極的に活動しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市行政改革大綱

●数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	SNS(公式Instagram等)登録閲覧者数	R2	——	10,000人
2	公式LINE登録者数(令和2年8月開設)	R2	——	10,000人
3	公式ウェブサイトの訪問回数(セッション数)	R2	68万回/年	80万回/年
4	認知度(地域ブランド調査)	R2	12.4点	15点
5	情報接触度(地域ブランド調査)	R2	7.8点	10点
6	魅力度(地域ブランド調査)	R2	4.7点	6点
7	居留意欲度(地域ブランド調査)	R2	5.1点	6点